

審査基準及び標準処理期間整理個表

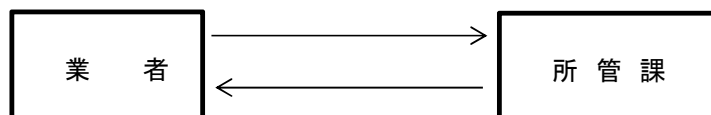
番号 46

| | | |
|------------|---|-----|
| 処 分 名 | 引取業の登録の更新 | |
| 処 分 の 概 要 | 使用済自動車の引取業を行う者の登録の更新をする。 | |
| 根 拠 法 令 名 | 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号) | |
| 条 項 | 第42条第2項 | |
| 所 管 課 | 廃棄物対策課 | |
| 経由機関での処理期間 | なし | |
| 所管課での処理期間 | 2ヶ月 | |
| 標準処理期間 | 計 | 2ヶ月 |
| 判断基準 | 使用済自動車の再資源化等に関する法律第45条に該当しないこと。 | |
| 【根拠法令等】 | 使用済自動車の再資源化等に関する法律 | |
| | 第42条第2項 前項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。 | |
| | 第45条 都道府県知事は、引取業登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、申請書に記載された第43条第1項第5号に掲げる事項が使用済自動車に搭載されている特定エアコンディショナーからのフロン類の適正かつ確実な回収の実施の確保に支障を及ぼすおそれがないものとして主務省令で定める基準に適合していないと認めるとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。 | |
| | 1 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの | |
| | 2 この法律、フロン類回収破壊法若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者 | |
| | 3 第51条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から二年を経過しない者 | |
| | 4 引取業者で法人であるものが第51条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前三十日以内にその引取業者の役員であった者でその処分のあった日から二年を経過しないもの | |
| | 5 第51条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者 | |
| | 6 引取業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第56条第1項第6号において同じ。)が前各号のいずれかに該当するもの | |
| | 7 法人でその役員のうち第1号から第5号までのいずれかに該当する者があるもの | |
| | 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則 | |
| | 第47条 法第45条第1項の主務省令で定める基準は、申請に係る事業所ごとに、使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認するための適切な方法を記載した書類を有すること又は使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーの構造に関し十分な知見を有する者が使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認できる体制を有することとする。 | |

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ

申請



登録更新

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。